

国宝・重要文化財保存・活用等事業費補助金 民俗文化財伝承・活用等事業
高森のにわか記録映像撮影等業務委託に係る公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

高森のにわかは、平成31年3月に「記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、令和2年11月には、高森町指定民俗文化財に指定された。これをふまえ、高森町では、令和3年度より文化庁の補助金を活用し、高森のにわか調査事業を実施し令和5年度に調査報告書を刊行した。

高森のにわかは、阿蘇郡高森町で、江戸時代末期から続く民俗芸能で、毎年8月に行われる風鎮祭で上演される。

にわかを演じるのは、向上会と呼ばれる青年組織に加入した青年たちである。現在、20代から40代の青年10名～15名の会員で構成された5つの向上会があり、風鎮祭の1ヶ月前から準備に入り、にわか稽古を行っている。

高森のにわかは、10分程度の滑稽な笑劇で、3人の演者が高森弁で台詞を発し、そこには、社会風刺や頓知の利いた笑いが盛り込まれている。事前に決められた定型的な演技とその場限りの演技を組み合わせ、即興的で一度限りの寸劇が特徴で、時代によってにわか演技や演じ方も多様に変化しながら、今日まで継承されており、全国でも数少ないにわかのひとつとして評価されている。

また、新型コロナウイルスが国内に蔓延する中、向上会によるにわかを作る作業を通じて、青年たちの絆を深めるとともに、にわか心意気が地域活性の源であること、町民の精神的支柱であることを再認識させられた。

そこで高森町では、文化庁の民俗文化財伝承・活用等事業を活用し、いつでも、どこでも、だれでも高森のにわか映像を鑑賞していただくとともににわか伝承・後継者育成を図ることを目的に、映像記録を作成する。特に、にわか全体の記録保存、後継者育成、公開・普及活動に用いる映像を作成する。

そのため、記録映像撮影には、業務委託することとし、委託先の選定には、民間事業者の豊富な技術・ノウハウを最大限に活用し、事業の目的、内容に適した者を選定して、随意契約を行う公募型プロポーザル方式により実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 委託番号 教委第12号
- (2) 名称 高森のにわか記録映像撮影等業務委託
- (3) 方法 公募型プロポーザル
- (4) 主催 高森町教育委員会事務局
- (5) 事務局 高森のにわか調査委員会 事務局
- (6) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日
- (7) 委託料 上限額3,030,000円(税抜き)

3 担当係及び問い合わせ

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168

高森町教育委員会事務局 社会教育係 井鍋 誉之

電話：0967-62-0227 FAX：0967-62-2685

E-mail:takayukil_inabe@town.kumamoto-takamori.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 熊本県内に本社、支社または営業所等の事業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第325号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
- (5) 国又は都道府県から指名停止の処分を受けている者でないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと
- (8) 熊本県内の祭礼、行事等の映像製作実績を有するもの

5 実施要領等の配布及びスケジュール

- (1) 実施要領等の配布

高森町ホームページからダウンロードすること

<http://town.takamori.kumamoto.jp/>

- (2) スケジュール

本プロポーザルについてのスケジュールは、下記のとおりとする。

内容	日程・期限
要項等公告	令和6年5月31日（金）予定
提案に関する質疑受付	令和6年5月31日（金）～令和6年6月14日（金） 午後5時まで
提出書類提出	令和6年6月21日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年6月26日（水）予定
結果通知	令和6年6月28日（金）予定
契約	令和6年7月1日（月）予定

6 審査員

- 審査員長 古庄泰則（高森町教育長）
審査員 安田宗生（熊本大学名誉教授）
馬原恵介（元高森にわか保存会 高森社中 事務局長）
岩下雅広（高森町政策推進課長）
村上純一（教育委員会事務局長）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号）

添付書類

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 納税証明書（国税、県税、市町村税）（未納がないことの証明）
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

イ 企画提案書（以下の内容を含めること）：任意様式

- (ア) 高森のにわか映像化事業に係る基本方針
- (イ) 提案のセールスポイント
- (ウ) 本業務の実施方法手法、工程等
- (エ) 本業務に係る貴社の実施体制、支援体制

ウ 業務実績調書（任意様式）

エ 製作担当者経歴書（任意様式）

オ その他

(2) 提出部数

原本1部、副本5部とする

(3) 作成時の留意事項

ア 各書類の用紙規格は、A4とする。ただし、図表等においてA3版を使用することは可とする。

イ 原本は、ホッチキス留め、副本はクリップ留めとすること

ウ 提案について1社につき1提案とし、提出後の修正や差し替え等は認めない。

(4) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時まで

(5) 提出方法

高森町教育委員会社会教育係へ持参又は郵送とする。

ア 持参 開庁日（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送 簡易書留郵便にて提出期限まで必着

8 事前説明会

事前説明会については実施しない。

9 質疑及び回答

本プロポーザルの実施に関して質疑がある場合には、質疑書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

教育委員会 社会教育係へFAX又は電子メールにより提出すること。

提出後は電話による確認を行うこととする。

(3) 回答方法

ホームページで掲載するとともに質問者に対しては、質疑書受付から5日以内に電子メールにて回答する。

10 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、提出書類提出業者全員について実施し、提出書類期限後に提出書類の提出順で行う。

(1) 日時及び場所

日時及び場所は別途連絡する。※スケジュール予定 令和6年6月26日（水）

(2) プレゼンテーション実施方法等

ア プレゼンテーションについては、参加業者からの内容等説明を30分以内、高森町からの質疑を15分程度とする。

イ プレゼンテーションについては、企画提案書等の内容に沿ったものとし、PC等を用いることを認める。

ウ プレゼンテーションに必要な機材等は参加者が持参するものとする。

エ 出席者については、3名以内とする。

オ 企画提案書等の説明については、制作に関する主担当者が行うものとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案書と同等の評価を行う。

11 審査の方法

審査は次のとおりとする。

(1) 審査

審査は非公開で行うものとし、高森のにわか映像化事業業務委託候補者選定委員会を設置し、「選考審査表」に基づき、審査する。

審査員は、提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報をもたないものとする。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(3) 契約候補者の選定

- ア 契約候補者選定にあたり、企画提案書、類似業務実績、プレゼンテーション等を総合的に高森のわか映像化事業業務委託候補者選定委員会で審査し、契約候補者として選定する。
- イ 最高得点者が辞退、その他の理由で締結できない場合は、次点のものを契約候補者として選定する
- ウ 提案者が1社であっても審査を行い、契約候補者の選定を行うが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 選定結果

全提案者に対し郵送により通知する。なお、結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 契約

契約候補者と契約について高森町財務規則の規定に基づき、協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は配点合計点が次点以降の提案者と協議を行うものとする。

12 無効となる提案

次に該当する場合は無効とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格を有さない者が提案した場合
- (2) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく審議に反する行為を起こした場合
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

13 その他

- (1) 審査は、非公開とする
- (2) 本プロポーザルの実施に係る費用は提案者の負担とする。また、プロポーザルの提案にあたり、提案者の生じた損害等については、町は一切責任を負わないものとする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

高森のにわか記録映像撮影等業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会

	役 職
委員長	教育長
委員	高森のにわか調査委員会委員長
委員	元高森にわか保存会 高森社中 事務局長
委員	政策推進課長
委員	教育委員会事務局長